

## 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会（平成30年度第1回） 議事概要

日時：平成30年11月13日（火）

午後3時30分～午後5時00分

場所：柴田町役場 保健センター講習室（3階）

<出席者>

佐々木鉄男委員、中嶋紀世生委員、志子田清蔵委員、阿部有子委員、関六郎委員、佐藤正壽委員、村山菜穂子委員、児玉芳江委員

（大庭三余子委員欠席）

<事務局>

平間まちづくり政策課長、沖館課長補佐、駒板主事

○委嘱状交付式

（名簿順に委員の名前を読み上げ、滝口町長から各委員に対し委嘱状を交付）

○第1回柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会

### 1. 開 会

### 2. 町長あいさつ

ただいま住民自治基本条例審議会委員に委嘱をさせていただきました。この条例は平成22年4月から施行をしております。その基本となる趣旨でございますが、住民との参加と協働というものを大きな柱にしております。それから情報の共有です。柴田町には42の行政区がございますので、地域コミュニティの推進ということで、そういう大きな柱を立てまして、その全体的なまちづくり基本条例の実施状況をこの審議会で検証していただいて、新たな提案をいただいております。

今期で3期目を迎えることとなります。前回は3年3ヶ月という期間だったんですが10回の開催ということで大変活発に議論をしていただきました。今期も4年間どうぞよろしく願い申し上げます。

この基本条例の中の仕組みづくり、仕組みの中にはまちづくり提案制度という仕組みがございます。そのまちづくり提案制度の中間管理的な役割を果たしている、まちづくり推進センター「ゆるぷら」というのも作っております。それから住民投票条例というのも作っております。そうした住民参加の仕組みを、この審議会が、その進捗状況や住民自治によるまちづくりが行われているかどうか検証していただきます。

私なりにちょっとと思いますが、柴田町には住民自ら道路の片隅にスイセンを植えたり、彼岸花を植えたり、また船岡城址公園ではコミュニティガーデンを作っていたりしております。町民の手で美しい町並みが形成されております。それから先程申しました提案制度に基づきまして実現した事例もございます。しばた匠まつりというお祭り、それから東西対抗歌祭というものもございます。一番大きかったのは、2年間にわたりまして住民自ら柴田の魅力のある地域、それから文化、

神社仏閣、おいしい物、食べ物、2年間かけて調査をしていただいて、1冊の本に100箇所選んだ「しばた100選」を作成しました。これが1番大きかったのではないかと考えております。

また、柴田さくらマラソンでは6000人を超える方々がマラソンにやって来るわけですが、これも住民自らが企画して、自らが運営をしているという、ボランティアの数として800人を超える役場ではやりきれない夢を実際に市民がやっています。イベント関係においては住民の力がついてきたのではないかなと思います。

一方で地域コミュニティでは、ひとり暮らし、ふたり暮らしのお年寄りが増えまして行事の参加率が下がってきているとか、班長さんの仕事がなかなかやりきれないので、若い人をお願いしたいのですが、若い人は若い人なりに忙しいものですから、班長が回ってくる回数が多くなって来るなど、コミュニティの帰属意識がどうも少なくなっているという危機感もございます。

それから、役場がやっている住民懇談会は大分参加者が少なくなっております。議会の傍聴は、インターネットで見られるようになったせいもありますが、前よりも若干増えたと思います。そうした意見の反映の機会に町民が参加しないという懸念もございます。

住民自治によるまちづくりはその都度その都度時代の流れで変化をするものですから大変難しい面もございます。そういったところを審議会の委員の皆さんにぜひともいろんなご意見をいただいて、少しでもこの柴田町が住民の力で元気な町になるようにご意見を賜ればというふうに思っておりますので、この4年間どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

### 3. 委員自己紹介

名簿順に各委員よりあいさつ

### 4. 会長及び副会長の互選

委員より事務局案との声あり

事務局案で会長に中嶋委員、副会長に志子田委員を推薦。

(拍手総員で承認)

滝口町長（途中退席）

### 5. 会議録署名員の指名

事務局より会議録、署名員について説明。

署名員は会長副会長を除く名簿順に署名していただくことになりました。

今回は佐々木委員、阿部委員が署名員となる。

### 6. 議 事

(1) 審議会の概要及び今後の審議内容について

(事務局より資料2、参考資料の説明)

阿部委員：公募委員候補者登録制度は、もう名簿を作成して始められているのでしょうか。

事務局：3月に町長に提出したもので、これから効果的な運用方法について検討していくところです。特に報告書の後ろに課題で挙げたところで、公募枠が現状少ないというところも踏まえながら検討していきます。

阿部委員：第2期で扱ったテーマは委員から出てきたものだったのか、それとも事務局から提示があったのでしょうか。

事務局：第2期の審議内容については、皆様から意見をいただいてテーマに取り入れたところもありますが、主に町が課題に感じているところを提示してテーマにさせていただきました。

児玉委員：第3期では公募委員候補者登録制度や、補助金制度の見直しとは別なことについて議論していくということでしょうか。

事務局：第3期は第2期の報告書の内容にとらわれないで議論していただきます。

児玉委員：地域づくり交付金に関しては、早くやって欲しいなと思っています。

事務局：審議会の議論と並行して事務手続きや地域との調整も行ったので、今年度から始まりました。今年度は一律交付の金額が32万円となりまして、すでに全地区から申請がきております。

村山委員：審議会の目的と、いったい何が今審議されるべきことなのかちょっとわからない状況で参加しているので、その辺を明確にさせていただけると焦点が定められると思います。

事務局：まちづくり基本条例に基づく実施状況の調査、検討がこの審議会の役割と定められております。今回すぐにテーマを決めるわけではなく、次回まで審議の方針を決められるよう進めようと思っていますので、町のさまざまなことに関わっている委員、公募委員として参加していただいている委員、学識経験者の委員がおりますので、その委員の皆様から普段から町で課題とされていること、基本条例のなかで気になっていることなどを出していただき、次回につなげていければと思っています。

村山委員：住民自治によるまちづくり基本条例の中で一番大きなことが、やはり地域計画だと思います。いろいろな地区がある中で、計画が進んでいるところもあれば、あまり進んでいないところもあるし、わからないという状態のところもある、そういったところを検証していったらどうですか。

事務局：今回第3期4年やっていただく中で、ちょうどまちづくり基本条例も施行されてから来年で10年目を迎えるひとつの節目になります。ということで、条例を制定してどういう形でまちが変わったのか、それをひとつの振り返りきっかけにすることも、ひとつの案かなと思っていたところです。他の自治体では例えば基本条例の検証をするうえで、各条ごとに、この条文はこういう条文だけど、こういう取り組みがなされている、ただこういう点が足りないとか、そういったものを

シートのようなものに落とし込んで、ひとつひとつ皆様から意見をいただく形で条例の検証という形でやるのもひとつの方法かなと思います。そうすれば条例というのは決して制定して終わりではなくて、将来サイクルとして回していくためのひとつのきっかけになるような気もいたします。一つの案でございます。

阿部委員：この条例の柱になっている情報共有とかそういうキーワードひとつひとつがちゃんと出来ているかということが大事かなと思います。キーワードを見ながら条文を読んでいってみるといいうのも良いのかなと思います。

佐藤委員：検証、評価するには物差しが必要で、格好は良いですがどういう方法で何をどうするかというのをしっかりとやらないと難しいと思います。結局あるスキルを持った人だけが集まっているわけではないし、各地域の団体代表でもありません。だからその辺はひとつ専門的な事務局のほうで音頭をとってもらい、うまく我々が意見を言えるようなやり方に頼らざるを得ないと思います。

志子田副会長：ポイントとなるテーマを事務局というか、本来ならば町長さんからだしていただいて、資料を事務局に用意してもらって、おらほの町はこうだ、ああだとやるのが本来の審議会じゃないかなと思っています。条例の3本柱の中には全員参加と協働という言葉が入っているので、その現状について審議するのもいいのかなと思います。

事務局：今までは、ある程度フォーカスをあてて審議をしてきましたので、先ほども事務局からお話ししましたが、ある程度フォーカスを絞ってやるのではなく、基本条例全体を見て、基本条例の中でどういう事業がやっているよというのを確認しながら、町のほうでまとめて、皆さんに見ていただいて意見をもらうという進め方というのできるのではないかなと思っています。

佐々木委員：私はこの審議会に参加するのが初めてで、今聞いていて思うのは、まずは住民の皆さんがこんなに地域づくりとか行政について参画して本当に真剣に考えていらっしゃるというのが驚きました。町とか市とか審議会のメンバーとして、住民の方が公募という形で入られてやっている姿を、初めて見たものですから、これはすばらしい試みだなというふうに思いました。次に、やはり今日じゃこれから今後何をやっていくのかというところが、皆さん誰もわからないままで始めているので、このままだと收拾がつかないと思います。原点に戻って、この条例が出来てこれまでやってきたことについて、どうだったかということがベースだと思います。そこから改善点などを考えていくのがいいと思います。

中嶋委員：今回皆さんにいろいろと意見を出していただきましたので、それを踏まえて次回の議題として事務局で少しまとめていただいて、さらに町のほうとしてもいろいろと案があるかと思うので、それも踏まえて次回もその点について議論していく形にしたいと思います。では議事の2番目に進みます。

## (2) 住民自治によるまちづくり基本条例等について

(事務局より資料3の説明)

関委員：住民自治によるまちづくり基本条例が制定されて、その後町の既存の条例などに与えた影響はどのくらいありますか。改正された条例の数などを教えてください。

事務局：基本条例が与えた影響というのは計り知れないものがあるので、すぐにお答えするのは難しいと思います。町の憲法ともいえる条例なので、町の条例のすべてに影響しているともいえると思います。また、影響は改正された条例の数では判断できず、条例を改正せずとも影響を受けている条例がほとんどだと思います。

中嶋委員：柴田町はこの条例に関しては、全国の中でも先進的な取り組みを早い段階からされているので、注目されていると思います。この審議会もそういった意味では参考にされていると思うのでより良い会にできればと思っています。他の自治体にも行きますが、住民の方からこういうさまざまな意見が出てくるということはほとんどないので、条例が制定されてから10年の積み重ねなのかなというのはすごく感じています。

## 7. その他

委員より議事概要をできるだけ早くに作成し、送付してもらうよう意見がありました。

## 8. 閉 会

志子田副会長：第1回目からいろんなお話がでてきました。我々審議委員というのは、諮問されたものに対して、評論家にならないで、先程も言いましたようにやはり真摯に受け止めてそれに対する意見を提言するのが1番だと思います。これから4年余りの長い期間、体調を崩さないようにしてお願いしたいと思います。では今日はどうもありがとうございました。

以上で、全ての議事を終了したので、会長は午後5時00分閉会を宣言した。

本会議の顛末を記載し、その内容が相違ないことを証するため、次のとおり署名押印する。

平成30年11月13日

会議録署名委員

会議録署名委員